

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する国の基準と墨田区の基準（新設条例）

資料 7

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準について、次に掲げる独自基準を設けるほか、内閣府令に定めるとおりとする。

項目	国の基準の内容	基準の区分	子ども・子育て会議の意見	条例案	備考
評価等	・特定教育・保育施設、特定地域型保育事業者は、自ら質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。 ・特定教育・保育施設は、定期的に保護者、関係者による評価、または外部の者の評価を受け、結果を公表し、その改善を図るよう努めなければならない。 ・特定地域型保育事業者は、定期的に外部の者の評価を受け、結果を公表し、その改善を図るよう努めなければならない。	参酌すべき	国の基準どおりとするが、表記については子ども・子育て会議で次のとおり提案があった。 （第一項目の表記は、「特定教育・保育施設、特定地域型保育事業者は、保育士等の教育・保育の計画や保育の記録を通して、<u>自らの教育・保育実践を振り返り、自己評価することを通して、その専門性の向上や教育・保育実践の改善に努めなければならない。</u>」とする。）	1 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者は、教育・保育の計画及び記録を通して、<u>自らその教育・保育実践の内容を評価し、常にその改善を図らなければならない。</u> 2 略 3 略	条例の整合性を図るため、若干の文言整理を行った。
掲示	・特定教育・保育施設、特定地域型保育事業者は、見やすい場所に運営規定の概要や職員の勤務体制、利用者負担その他の利用申込者の特定教育・保育施設又は保育の選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。	参酌すべき	国の基準どおりとするが、表記については子ども・子育て会議で次のとおり提案があった。 （園においては子どもの育ちの掲示のほうが大切であるので、重要事項等の掲示はしていない。国の参酌基準を踏まえ、見やすい箇所に「備え置く」という表現にする。）	施設の見やすい場所に、運営規定の概要、職員の勤務の体制、利用者負担その他の利用申込者の特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業所の選択に資すると認められる重要事項を記した文書を備え置かなければならない。	変更なし